

令和6年  
第2回定例会

# 市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

## (登壇)

### (はじめに)

令和6年第2回定例会の開会にあたり、「南 靖久」議長をはじめ、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされた訳でございますが、議員の皆さまとともに、市政発展のため全力で取り組んでまいりますので、今後とも、市政運営に格別のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

そして、今回任期を終えられました前議長の 仲 明 議員には、格別のご厚情を賜りましたことを厚く御礼申し上げますとともに、引き続き市政運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて本年は、本市が昭和29年6月20日に、県内9番目の市として誕生してから、70周年という節目の年を迎えます。

そして今月30日には、市制施行70周年記念式典を開催いたしますので、市民の皆さま、議員の皆さまと共にお祝いしたいと思っております。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明と市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

### (市制施行70周年記念式典について)

先ず、市制施行70周年記念式典についてであります。

今月20日に市制施行70周年を迎える本市では、記念式典の開催日である6月30日に向け、現在、SNS上におきまして、本市を応援していただいている皆さまによる、カウントダウン動画を掲載しており、市内外に広く式典をPRするとともに、お祝いムードを盛り上げていただいております。

式典当日は、第1部で、尾鷲節のアトラクションに始まり、これまで各分野において功績が顕著であった方々に対する表彰を行います。

また第2部では、創設100年を超える、日本で最も長い歴史と伝統を誇る交響吹奏楽団「大阪 シオン ウインド オーケストラ」による記念演奏会を開催し、次代を担う市内の小中学生の皆さんをはじめ、多くの皆さまに、国内屈指の生演奏による迫力と感動を味わっていただきたいと考えております。

また、来場された皆さまに、一層楽しんでいただけるよう、尾鷲の魅力伝える「写真展」や「尾鷲の甘夏をPRするブース」を会場内に設置いたします。

ぜひ、多くの市民の皆さまにご来場賜り、共にお祝いしていただきたいと思っております。

また、本年度、市制70周年を記念して拡充する「おわせ港まつり」をはじめとする4大イベントや、来年2月開催の「NHKのど自慢」など、市制70周年を彩る記念事業を成功させるべく、万全の準備を進めてまいりますので、市民の皆さま、議員の皆さまのご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### (観光振興)

次に、観光振興についてであります。

本年度は、先程申し上げた通り、市制施行70周年を盛り上げるべく、「おわせ港まつり」、「全国尾鷲節コンクール」、「おわせ海・山ツデーウォーク」そして、「尾鷲磯釣り大会」の4大イベントの拡大など、イベントを中心とした交流人口の増加を目指すとともに、併せて、「熊野古道世界遺産登録20周年」を記念し、来月7日に県立熊野古道センターで開催予定の県のシンポジウムに合わせて、本市として「スカイランタンイベント」を開催し、20周年記念日を盛り上げてまいります。

今後も、各種記念事業の開催に向けて関係者と調整を進めているところであります。

具体的な事業内容につきましては、現在、それぞれの実行委員会と担当課で検討を進めているとの報告を受けておりますが、まずは、8月3日開催の「おわせ港まつり」については、昨年反省点を踏

まえ、花火の打ち上げ開始時刻を例年より30分早め、午後7時30分から開始する予定です。

また、同日、22年ぶりの復活となる「尾鷲節パレード」を開催し、次世代に尾鷲節の伝統・文化を継承するとともに、地域の一体感の醸成と、賑わいの創出を図ってまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまはもとより、企業・団体の皆さまからの多くのご参加を、切にお願い申し上げる次第であります。

更に、「ふるさと納税から繋がる関係人口づくり」の一環として、昨年度本市にご寄附いただいた方々の中から700名を「おわせ港まつり」にご招待し、感謝の気持ちをお伝えするふるさと納税感謝企画「おわせ港まつりへ行こう！」を実施いたします。

花火大会での招待席を用意するとともに「尾鷲節パレード」への参加を呼びかけ、ご希望の方には市民の皆さまからご提供いただいた浴衣を着て、本市の伝統や文化を感じていただく予定であります。

また、市内の中学生が「ふるさと納税が、地域の課題を解決してくれる一助となっており、地域の活性化に繋がっているのだ」ということを学び、ご招待者に感謝の気持ちを込め、リストバンドを組紐で手作りして、プレゼントしようと頑張っていました。

市民の皆さまにおかれましても、ぜひ、ご招待者の方々を温かく受け入れていただき、ふるさと納税をきっかけとした、関係人口づくりの推進に、深いご理解と、多大なるご協力をお願い申し上げます。

また、秋以降のイベントにつきましても、ご参加いただく皆さまはもとより、市民の皆さまも、共に楽しんでいただけるよう魅力あるものにしてまいります。

そして、市制施行70周年及び熊野古道世界遺産登録20周年を大いに盛り上げるべく、実行委員会の皆さまと事業内容を具体的に詰めながら、集客交流人口の増加につなげてまいります。

## (商工振興)

次に、商工振興についてであります。

先月18日に、尾鷲商工会議所主催で開催されました「第10回尾鷲旬のコツまみバル」におきましては、市民の皆さまをはじめ、市外からのお客様も多数ご参加いただき、まさに大きな賑わいが生まれました。

これもひとえに、主催者である尾鷲商工会議所をはじめ、参加店舗の皆さま、関係者の皆さまのご尽力のお陰であり、この場をお借りし、改めて感謝申し上げる次第であります。

また、市制施行70周年記念事業として、尾鷲観光物産協会とともに実施しております「深層水キャンペーン」では、4月に、尾鷲の「お」の字を「<sup>たばねのし</sup>束ね熨斗」で表現したロゴマークが完成し、今後、本市の公式ロゴとして活用してまいりたいと考えております。

同キャンペーンでは、市内外の事業者が海洋深層水を活用したオリジナル飲料を製造し、それに記念のロゴマークとオリジナルラベルを貼り、販売を開始いたしました。

この記念のロゴマークやラベルの制作には、尾鷲高等学校、尾鷲中学校、輪内中学校の生徒の皆さんにもご協力いただきました。

次世代を担う子どもたちにも参画していただいたことは、私といたしましても大変嬉しく思っております。

本市といたしましても、引き続き多くの皆さまとの連携を図りながら、商工振興を進めてまいります。

#### **（体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化の整備事業）**

次に、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化の整備事業についてであります。

先月30日にプロポーザル方式による設計業者選定の公募を開始し、一次・二次審査を経て、9月上旬に設計業者を決定する予定です。

今後につきましては、本年度に設計業務を実施し、来年度から改修工事に着手し、令和8年度中の完成を目指してまいります。

市民の皆さまへ、両施設を通じて快適なスポーツ環境や、多様な生涯学習の機会を提供し、教養と健康づくりを推進するため、安全・

安心で、活き活きと学び、活動を続けられる拠点施設を整備してまいります。

工事完成までの間、ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

### (防災対策)

次に、防災対策についてであります。

長年の懸案事項となっております津波避難タワーの整備計画につきましては、尾鷲北エリアの「旧中京銀行尾鷲支店」、尾鷲南エリアの「旧矢浜保育園」への設置を進めており、先月、「旧中京銀行尾鷲支店跡地」の売買契約を済ませたところであります。

今後、津波避難タワーの建設に向けては、現在、設計の準備を進めており、来年度から建物の解体及び建設に取り組んでまいります。

この避難タワーを整備することにより、避難に時間を要する方や逃げ遅れた方が速やかに避難することが可能となるため、大変減災効果の高い事業であるものと確信しております。

次に、ゴールデンウィーク中の先月4日、尾鷲魚市場周辺で開催いたしました「ちびっこ防災フェア」は、14もの関係機関のご協力のもと、家族連れの皆さまで大いに賑わいました。

自衛隊や警察、消防などの車両や船舶の展示、地震体験、放水体験、ドローン操作体験などを通じ、本市の将来を担う子どもたちに「防災」をより身近に感じてもらうことができたものと思っております。

また、今月23日には、国道42号尾鷲南パーキング防災拠点周辺におきまして、「尾鷲市関係機関合同災害対処訓練」を実施し、土砂災害に対する意識の向上、防災関係機関との連携強化を図り、顔の見える関係の構築を図ってまいります。

本訓練を通じ、地震、津波だけでなく、毎年各地で甚大な被害が発生している土砂災害に対しましても、住民の皆さまの防災・減災

意識の向上を図り、これからの<sup>しゅっすいき</sup>出水期に備えていただきたいと考えております。

今後も引き続き、ソフト・ハードの両面の取り組みによる防災文化の醸成を一層推進し、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

### (尾鷲総合病院)

次に、尾鷲総合病院についてであります。

人口減少に伴い、当院の患者数も減少しており、病院経営にとって大変厳しい状況が続いております。

そのようななか、昨年度、公立病院としての役割や機能を果たしながら、経営を維持・存続させるため、「経営強化プラン」を策定したところであり、本年度からは病床を56床削減し、一般病床143床・療養病床56床の計199床にすることによって、効率的な病院経営に取り組んでおります。

一方、現在閉店し、ご不便をお掛けしている売店の状況ではありますが、私といたしましては、入院患者をはじめとする利用者の皆さまにとって、日用品や衛生用品などの購入、また、飲食ができる場所としての利便性や役割を斟酌しますと、どうしても売店は必要と考えております。

しかしながら、これまで、売店再開に向け、市内外の業者と交渉を重ねておりますが、不調に終わっております。

そのため、病院独自での再開、もしくは売店の機能を有したサービスの提供をしなくてはならないと強く考えております。

そのなかで、一番の課題である商品調達先の確保につきましては、交渉中ではありますが、ある程度の目途が立ってきており、現在は販売方法や設備について検討しているところで、8月中を目途に開始できるよう取り組んでおります。

入院患者をはじめとする利用者の皆さまには大変ご不便をおかけしておりますが、もうしばらくお待ちいただきたいと思いますと思っております。

今後も引き続き、市民の皆さまの健康と安全な暮らしを守り、「地域になくてはならない病院」として、安定した病院経営及び医療提供体制の確保に努めてまいります。

## (提案説明)

続きまして、今回提案しております議案第30号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」と、議案第31号「令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決について」の2議案につきまして説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第30号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましても、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」により、保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことから、条例の一部を改正するものであります。

3ページをご覧ください。

議案第31号「令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配布の「尾鷲市一般会計補正予算(第2号)主要事項説明」の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で8,041万円を追加し、これにより特別会計及び企業会計を含めた予算総額を198億1,482万9千円とするものであります。

先ず、歳入について説明いたします。

2ページをご覧ください。

14款、国庫支出金3,749万円の増額は、デジタル田園都市国家構想交付金516万8千円の増額、及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,232万2千円の追加であります。

15款、県支出金684万4千円の減額は、交付額決定に伴うもので、みえ子ども・子育て応援総合補助金578万円、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金106万4千円のそれぞれ減額であ

ります。

17款、寄附金73万4千円の増額は、市内1団体より、おわせSEAモデル構想に係る拠点整備事業に対し、ご寄附を頂いたものであります。

18款、繰入金583万7千円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

20款、諸収入4,319万3千円の増額は、市内3地区のコミュニティ事業が採択されたことに伴う一般コミュニティ助成事業助成金660万円、自治体情報化システム標準化事業等に対するデジタル基盤改革支援補助金3,374万3千円、及び消防団員退職報奨金収入422万5千円のそれぞれ追加、交付額決定に伴う芸術文化振興育成事業助成金137万5千円の減額であります。

次に、歳出について説明いたします。

3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをご覧ください。

先ず、総務費の一般管理費は、国が整備するガバメントクラウドへの移行や、<sup>エルジーワン</sup>LGWAN更新への対応として、回線引込手数料66万円のほか、自治体情報システム標準化・ガバメントクラウド移行業務委託料3,319万8千円の追加が主なものであります。

財産管理費は、いただいた寄附金73万5千円を地方創生拠点整備等基金に積み立てるものであります。

コミュニティーセンター費は、市内3地区に対するコミュニティ助成事業補助金660万円の追加であります。

次に、民生費の社会福祉総務費は、福祉保健センター放送設備購入費158万4千円の追加、子ども医療費は、福祉医療費制度システム改修業務委託料59万4千円の追加であります。

生活困窮者自立支援事業費は、物価高騰対策生活支援給付金給付

事業としまして、新たに住民税が非課税となった世帯と住民税の均等割のみ課税となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給するもので、それぞれ1,616万1千円の追加であります。

生活保護総務費は、社会福祉主事の資格認定講習に係る普通旅費14万6千円、及び受講負担金9万9千円のそれぞれ増額であります。

5ページをご覧ください。

農林水産業費の農業振興費は、交付金の減額等に伴う有機農業推進業務委託料206万2千円の減額が主なものであります。

次に、消防費の非常備消防費は、消防団員の退職者増加による退職報償金422万5千円の増額であります。

6ページをご覧ください。

債務負担行為補正について説明いたします。

「<sup>エルジーワン</sup>LGWAN回線使用料」及び「<sup>エルジーワン</sup>LGWAN接続ルータ借上料」の追加につきましては、いずれも来年度以降における事業の円滑な執行を図るため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

以上をもちまして、議案第30号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」と、議案第31号「令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**【降壇】**

## 【登壇】

それでは、議案第32号「和解及び損害賠償の額の決定について」につきまして説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

議案第32号「和解及び損害賠償の額の決定について」につきましては、令和5年3月13日、環境課職員が事故を起こし、相手方に負傷を負わせ、また、相手方車両に損害を与えたもののうち、人身傷害に係る和解及び損害賠償の額を定めるもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

以上をもちまして、議案第32号「和解及び損害賠償の額の決定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 【降壇】

## 【登壇】

それでは、議案第33号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきまして説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

議案第33号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、「森下 龍美（もりした たつみ）」氏から退任の申し出があったため、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有している「米倉 すが（よねくら すが）」氏を新たに教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 【降壇】

## 【登壇】

それでは、議案第34号から議案第41号までの「尾鷲市農業委員会委員の任命について」の8議案につきまして説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

議案第34号から、22ページの議案第41号までの「尾鷲市農業委員会委員の任命について」の8議案につきましては、委員の任期が本年6月15日をもって満了となることから、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項など、その職務を適切に行うことができる者として、尾鷲市農業委員会委員に

「北村 都志雄(きたむら としお)」氏、

「日下 浩辰(くさか ひろよし)」氏、

「三鬼 早織(みき さおり)氏

の3名を新たに任命いたしたく、また、

「黒 次美(くろ つぐみ)」氏、

「塩津 史子(しおづ ふみこ)」氏、

「庄司 和稔(しょうじ かずとし)」氏、

「高村 敦夫(たかむら あつお)」氏、

「野田 泰史(のだ やすし)」氏

の5名を再任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 【降壇】

## 【登壇】

それでは、報告案件につきまして説明いたします。

報告第3号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）」から報告第8号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」までの6件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるるものであります。

議案書の23ページをご覧ください。

報告第3号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）」につきまして説明いたします。

歳入では、地方交付税、法人事業税交付金等の額の確定による増減、及びふるさと応援寄附金の歳入見込に伴う減額などでありま

す。歳出では、財政調整基金積立金の増額、及びふるさと応援基金積立金の減額であります。

これにより、歳入歳出にそれぞれ5,165万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億5,579万7千円とする歳入歳出予算の補正、及び事業費変更に伴う繰越明許費補正であります。

25ページをご覧ください。

報告第4号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入で普通交付金を増額し、歳出で療養給付費等を増額するものであります。

これにより、歳入歳出にそれぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億1,667万4千円とするものであります。

27ページをご覧ください。

報告第5号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、納税者本人及び控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき、個人住民税1万円を控除する定額減税などを行うため、条例の一部を改正したものであります。

40ページをご覧ください。

報告第6号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、一定の税負担の引下げを可能とする、特例期間の3年延長や条項整理などを行うため、条例の一部を改正したものであります。

44ページをご覧ください。

報告第7号「専決処分事項の承認について（尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、課税免除の期間を令和9年3月31日まで3年間延長するため、条例の一部を改正したものであります。

47ページをご覧ください。

報告第8号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」につきましては、地方税法の一部を改正する法律に伴い、国民健康保険税額の軽減判定に用いる金額の改正により軽減対象が拡大されたため、条例の一部を改正したものであります。

以上をもちまして、報告第3号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号））」から報告第8号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」までの説明とさせていただきます。

**【降壇】**

## 【登壇】

それでは、報告第9号「令和5年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきまして説明いたします。

議案書の50ページをご覧ください。

報告第9号「令和5年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、個人番号関係住民基本台帳システム改修業務をはじめとする、令和5年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

次に、52ページの報告第10号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業計画及び予算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

## 【降壇】

## 【登壇】

### 【生涯学習課長】

それでは、報告第10号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業計画及び予算について」につきましてご説明いたします。

令和6年度事業計画及び予算の1ページをご覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的や基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページをご覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページには、令和6年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページをご覧ください。

本年度の自主事業計画ですが、「せぎやま倶楽部」の文化芸術展や発表会、共催事業として「教育文化事業」、その他、講演会や映画会などを中心とした計画となっております。

次に、7ページをご覧ください。

収支予算書であります。

まず、「収入の部」では、主なものといたしましては「基本財産運用益」5千円で、これは定期預貯金利息収入であります。

「事業収益」422万円は、入場料等収益32万円、貸館利用料収益380万円が主なものであります。

予算減額の主な要因は、講演会を無料開催としたことによるものです。

次に、「管理受託収益」が4千481万1千円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入であります。

収入の部、合計は4千903万8千円であります。

次に、8ページをご覧ください。

「支出の部」事業費であります。

「臨時雇用賃金」1千247万2千円は職員4名分の賃金、「福利厚生費」196万円は職員4名分の社会保険事業主負担分でありま  
す。

「光熱水費」761万4千円、「賃借料」86万1千円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画上映賃借料等でありま  
す。

「委託費」1千409万9千円は会館保守管理業務委託費等で、  
予算減額の主な要因は、自主事業公演委託費の減額によるものです。

「手数料」210万2千円は浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は、4千233万1千円であります。

次に、9ページをご覧ください。

管理費のうち主なものは、職員1名分の「臨時雇用賃金」  
310万8千円、「委託費」129万6千円は、会館保守管理業務委  
託費であります。

管理費予算合計は、664万6千円であります。

支出の合計は4千897万7千円となり、前年度と比較しますと  
265万5千円の減額となります。

10ページから11ページは、「正味財産増減計算ベース」での収  
支予算書であります。

以上をもちまして、報告第10号「公益財団法人尾鷲文化振興会  
の令和6年度事業計画及び予算について」のご説明とさせていただきます。

**(降壇)**